

○小田原市水道給水条例施行規程

平成3年4月1日水道局管理規程第4号

改正

平成4年10月21日水管規程第6号

平成5年3月31日水管規程第4号

平成5年12月24日水管規程第7号

平成7年3月31日水管規程第3号

平成9年3月31日水管規程第1号

平成10年3月30日水管規程第2号

平成12年3月31日水管規程第2号

平成14年3月29日水管規程第1号

平成15年4月1日水管規程第1号

平成15年12月1日水管規程第5号

平成17年3月31日水管規程第1号

平成18年3月28日水管規程第1号

平成19年10月1日水管規程第5号

平成21年12月18日水管規程第1号

小田原市水道給水条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小田原市水道給水条例（平成2年小田原市条例第24号。以下「条例」という。）

第36条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この規程における用語の意義は、条例の例による。

(給水装置工事の申込み)

第2条 条例第4条第1項の規定による申込みは、給水装置工事施行承認願（様式第1号）によるものとする。

(給水装置工事の変更等)

第3条 条例第4条第1項の規定により承認を受けた工事の変更又は取消しをしようとするときは、給水装置工事変更・取消届（様式第2号）により、事業管理者に届け出なければならない。

第4条 削除

(工事の基準)

第5条 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事を施行する場合において、給水管を水洗便器に連結するときは、逆止弁を設け、汚水の逆流を完全に防止しなければならない。

(給水装置の位置)

第6条 給水装置の位置は、工事申込者が選定するものとする。

2 事業管理者は、給水装置の位置を不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

(工事費の算出方法)

第7条 工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。ただし、事業管理者が給水装置工事を施行する場合においては、第9号に規定する費用は、徴収しない。

- (1) 調査費
- (2) 設計費
- (3) 材料費
- (4) 労力費
- (5) 運搬費
- (6) 路面復旧費
- (7) 保安施設費
- (8) 掘削占用申請料
- (9) 設計審査手数料
- (10) 諸経費

2 前項に規定するもののほか、特別の費用を必要とするときは、当該費用を加算する。

3 前2項に規定するもののほか、工事費の算出について必要な事項は、別に定める。

(貯水槽水道の水質検査における特別の費用)

第8条 条例第10条の2第3項に規定する特別の費用は、次に掲げる項目以外の検査に要するものとする。

- (1) 貯水槽水道の給水栓における水の色
- (2) 貯水槽水道の給水栓における濁り
- (3) 貯水槽水道の給水栓における臭い
- (4) 貯水槽水道の給水栓における味
- (5) 貯水槽水道の給水栓における残留塩素の有無

(支障物件設置等の禁止)

第9条 使用者は、給水装置の設置場所に、点検等の支障になるおそれのある物件をたい積し、又は工作物を設けてはならない。

(代理人選定届)

第10条 所有者は、条例第12条の規定により代理人を選定したときは、代理人選定届(様式第4号)により事業管理者に届け出なければならない。

(総代人選定届)

第11条 条例第13条に規定する届出は、総代人選定届(様式第5号)によるものとする。

第12条 削除

(メーターの設置)

第13条 メーターは、給水管と同じ口径のものを用いて、次に定める場所で、かつ、給水栓以下の高さの場所に、水平に設置しなければならない。

- (1) メーターの点検等が容易に行える場所であること。
- (2) 乾燥し、かつ、汚水が流入するおそれがない場所であること。
- (3) メーターが損傷するおそれがない場所であること。

(メーターの管理)

第14条 条例第16条第2項に規定する届出は、水道メーター等紛失届(様式第7号)によるものとする。

(標識)

第15条 使用者は、事業管理者が交付する標識(様式第8号)を門戸に掲げなければならない。

(給水装置の使用開始等)

第16条 条例第17条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類によるものとする。

- (1) 給水装置の使用の開始 給水装置使用開始届(様式第9号)
- (2) 給水装置の使用の再開始 給水装置使用再開始届(様式第10号)
- (3) 給水装置の使用の中止又は廃止 給水装置使用中止・廃止届(様式第11号)
- (4) 給水装置の種別又は用途の変更 給水装置種別・用途変更届(様式第12号)
- (5) 消防演習のための給水装置の使用 消火栓給水装置使用届(様式第13号)

(使用者の変更等)

第17条 条例第18条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類によるものとする。

- (1) 使用者の変更 給水装置使用者名義等変更届 (様式第14号)
- (2) 総代人の変更 総代人変更届 (様式第15号)
- (3) 所有者の変更 給水装置所有者名義・住所変更届 (様式第16号)
- (4) 消火活動のための給水装置の使用 消火栓給水装置使用届
- (5) 共用栓給水装置の使用戸数等の異動 共用栓給水装置使用戸数等異動届 (様式第17号)
(給水装置の水質検査における特別の費用)

第17条の2 条例第18条の2に規定する特別の費用は、次に掲げる項目以外の検査に要するものとする。

- (1) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号) に定める50項目
- (2) 給水栓における残留塩素の有無
(料金の算定)

第18条 条例第20条に規定する料金の算定のために定める月は、第1号に掲げる地区においては1月、3月、5月、7月、9月及び11月の、第2号に掲げる地区においては2月、4月、6月、8月、10月及び12月のそれぞれ事業管理者が定める料金算定の基準日 (以下「定例日」という。) の属する月及びその前月の2月とする。

- (1) 栄町一丁目 栄町二丁目 栄町三丁目 栄町四丁目 中町一丁目 中町二丁目 中町三丁目 浜町一丁目 浜町二丁目 浜町三丁目 浜町四丁目 本町一丁目 本町二丁目 本町三丁目 本町四丁目 城内 南町一丁目 南町二丁目 南町三丁目 南町四丁目 寿町一丁目 寿町二丁目 寿町三丁目 寿町四丁目 寿町五丁目 東町一丁目 東町二丁目 東町三丁目 東町四丁目 東町五丁目 城山一丁目 城山二丁目 城山三丁目 城山四丁目 扇町一丁目 扇町二丁目 扇町三丁目 扇町四丁目 扇町五丁目 扇町六丁目 緑 十字 荻窪 谷津 池上 板橋 南板橋 風祭 入生田 水之尾 早川 早川一丁目 早川二丁目 早川三丁目 石橋 米神 根府川 江之浦
- (2) 井細田 多古正寺 中曽根 飯田岡 堀之内 柳新田 小台 新屋 府川 北ノ窪 清水新田 穴部 穴部新田 久野 下堀 中里 矢作 鴨宮 上新田 中新田 下新田 南鴨宮一丁目 南鴨宮二丁目 南鴨宮三丁目 曾比 栢山 飯泉 成田 桑原 別堀 高田 千代 永塚 東大友 西大友 延清 曾我原 曾我谷津 曾我別所 曾我岸 曾我光海 国府津一丁目 国府津二丁目 国府津三丁目 国府津四丁目の一部 国府津五丁目の一部 国府津 田島 酒匂一丁目 酒匂二丁目 酒匂三丁目 酒匂四丁目 酒匂五丁目 酒匂六丁目 酒匂七丁目 西酒匂一丁目 西酒匂二丁目 西酒匂三丁目 酒匂 小八幡一丁目 小八幡二丁目 小八幡三丁目

目 小八幡四丁目 小八幡 上曾我 下大井 鬼柳 曾我大沢 前川の一部

(使用水量の端数処理)

第19条 条例第20条に規定する超過料金の算定の基礎となる使用水量に1立方メートルに満たない端数があるときは、当該端数は、次の定例日に算定する使用水量に繰越算入するものとする。ただし、給水装置の使用を中止し、又は廃止した場合において使用水量に1立方メートルに満たない端数があるときは、これを1立方メートルとして使用水量を算定するものとする。

(使用水量の認定)

第20条 条例第23条の規定による使用水量の認定に基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) メーターの異状により使用水量が不明のときは、前2月分又は前年同期における使用水量を考慮して認定する。
- (2) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、前2月分又は前年同期における使用水量その他の事情を考慮して事業管理者が認定する。

2 事業管理者は、メーターの指針に100分の6以上の誤差を発見したときは、これを発見した日から当該比率により更正した水量を使用水量として認定する。

(前納すべき料金の算定)

第21条 条例第25条の別に定める料金の額は、使用期間、推定使用水量等を考慮して事業管理者が算定する。

第22条 削除

(住民票の写し等の提出)

第23条 事業管理者は、条例第27条第1項の規定により水道利用加入金の額の適用区分を決定するため必要があると認めるときは、条例第4条第1項の規定による申込みの日の3年前から当該申込みの日まで引き続き小田原市に住所を有する者に対し、その者の住民票の写し(住民票の写しを提出できない場合にあつては、事業管理者が必要と認める書類)の提出を求めるものとする。

(加入金の還付)

第24条 条例第27条第2項ただし書の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、水道利用加入金を還付する。

- (1) 給水装置工事のうち新設工事又は改造工事の完成前に当該工事の申請の取消しがあったときは、既に徴収した額の全額を還付する。
- (2) 給水装置工事のうち新設工事又は改造工事の完成前に当該工事の内容の変更(変更後の加入金の額が既に徴収した加入金の額より小さい場合に限る。)があったときは、既に徴収した

加入金の額から変更後の加入金の額を減額して得た額を還付する。

- (3) 給水装置工事完成後90日以内に当該給水装置を撤去したときは、既に徴収した額の全額を還付する。

(給水停止通知)

第25条 事業管理者は、条例第33条の規定により給水を停止するときは、所有者又は使用者に給水停止通知書（様式第18号）により、その旨を通知するものとする。

(水道局職員証)

第26条 条例第5条第2項の給水装置工事の検査又は条例第30条の規定による給水装置の検査に従事する水道局職員は、その身分を明らかにするため、小田原市水道局職員証（様式第19号）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公表の日から施行する。

(小田原市水道給水条例施行規程の廃止)

- 2 小田原市水道給水条例施行規程（昭和42年小田原市水道部管理規程第5号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行前に、旧規程に基づいて行われた手続等は、この規程に相当規定により行われた手続等とみなす。
- 4 この規程の施行前に、旧規程の規定に基づいて調製された様式等は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成4年10月21日水管規程第6号）

- 1 この規程は、公表の日から施行する。
- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成5年3月31日水管規程第4号）

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成5年12月24日水管規程第7号）

この規程は、公表の日から施行する。ただし、第18条第1項第2号の改正規定は、小田原都市計画事業下曾我特定土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行する。

附 則（平成7年3月31日水管規程第3号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日水管規程第1号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日水管規程第2号）

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成12年3月31日水管規程第2号）

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成14年3月29日水管規程第1号）

この規程は、小田原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成14年小田原市条例第16号）の施行の日から施行する。

附 則（平成15年4月1日水管規程第1号）

- 1 この規程は、公表の日から施行する。
- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成15年12月1日水管規程第5号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日水管規程第1号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日水管規程第1号）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成19年10月1日水管規程第5号）

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年12月18日水管規程第1号）

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号 削除

様式第4号（第10条関係）

様式第5号（第11条関係）

様式第6号 削除

様式第7号（第14条関係）

様式第8号（第15条関係）

様式第9号（第16条関係）

様式第10号（第16条関係）

様式第11号（第16条関係）

様式第12号（第16条関係）

様式第13号（第16条、第17条関係）

様式第14号（第17条関係）

様式第15号（第17条関係）

様式第16号（第17条関係）

様式第17号（第17条関係）

様式第18号（第25条関係）

様式第19号（第26条関係）